

(逐条解説 イメージ)

第4章 市民

(市民の権利)

第6条 市民には、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利があります。

- 2 市民には、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利があります。
- 3 市民には、まちづくりに参画するために必要な情報を得る権利があります。

【趣旨】

第6条は、まちづくりをより一層推進させるための市民の権利について規定しています。

【解説】

- ・第1項は、国内で2番目にセーフコミュニティとして認証された本市において、市民みんなで、より快適な環境をつくり上げ、安全で安心な生活を営む権利があることを定めています。
- ・第2項は、市民の主体的に、まちづくりに関して意見を述べ、まちづくりに参画する権利を有することを定めています。
- ・第3項は、市民がまちづくりに参画するために必要とする情報を共有し、保護すべき情報を除いて必要な情報を知る権利があることを定めています。

【市民検討委員会における議論】

<現状認識>

- ・町内会加入率が低迷している。
- ・セーフコミュニティの取組が中々浸透しない。
- ・核家族化により地域の結びつきが希薄になっている。
- ・過疎化によりコミュニティを維持できない地域もある。
- ・市民同士の連携がうまく取れない。
- ・三本木農業高等学校、北里大学等の資源を活用できていない。
- ・市外在住の人もまちづくりに参加したいのにできていない。

<今後の取組>

- ・安全で安心な暮らしを営む権利
- ・地域づくりに参加する権利
- ・情報を知る権利

<議員との意見交換での発言>

- ・市政の主役は、基本的に市民である。
- ・まちづくりを行うためには、市民が責任を持って行動する必要がある。
- ・地域の人々がまちを作っていく。